

同時資料提供先

- ・高松サポート合同庁舎記者クラブ
- ・高知県政記者クラブ
- ・幡多記者クラブ

渡川水系河川整備計画【素案】の公表について

国土交通省四国地方整備局及び高知県では、今後30年程度の具体的な河川整備の内容を示す「渡川水系河川整備計画」の検討を進めてきました。

この度、整備計画について、流域の皆様の様々なご意見をお聴きするために「渡川水系河川整備計画【素案】」を作成しましたので、公表いたします。

今後、素案に対するご意見をより多くの方々からいただきながら、検討を進めていきたいと考えています。

平成26年7月31日

国土交通省 四国地方整備局

高 知 県

(総合的なお問い合わせ)

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課

建設専門官 ^{やすなが}安永 ^{かずお}一夫

TEL (087) 851-8061 (内線3613)

FAX (087) 811-8417

(整備計画の内容に関するお問い合わせ)

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 計画課

課 長 ^{たかはし}高橋 ^{ひろし}弘

TEL (0880) 34-7306 (計画課直通)

FAX (0880) 34-1395

高知県 土木部 河川課

課長補佐 ^{くみた}汲田 ^{のぶゆき}信幸

TEL (088) 823-9838 (河川課直通)

FAX (088) 823-9129

渡川水系河川整備計画【素案】の公表について

渡川水系においては、平成21年2月9日に河川法に基づく「渡川水系河川整備基本方針」が策定されました。これを受け、国土交通省四国地方整備局及び高知県では、「渡川水系河川整備計画」（以下『整備計画』という。）の検討を進めてきました。

この度、概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示す「渡川水系河川整備計画【素案】」（以下『素案』という。）を作成しましたので別添資料のとおり公表いたします。なお、素案については、別紙－1のとおり閲覧及び入手していただけます。

素案では、「安全で安心な生活を営むことができる川づくり」、「恵まれた自然を育む清流としての川づくり」、「次世代に誇れる豊かな川づくり」を基本理念に、関係機関や地域住民との情報の共有化、連携を強化し、治水・利水・環境上の様々な課題について調和を図りながら、各種施策を総合的に実施していくこととしています。

今後、より多くの方々から素案に対するご意見をいただきながら、検討を進めていきたいと考えています。

素案に対するご意見は、以下の方法でお聴きすることとしています。

詳細は別紙－2参照。

- ① 学識者による会議（傍聴可能）
- ② 高知県内渡川流域市町村長による会議（傍聴可能）
- ③ 流域住民よりの意見聴取会（高知県渡川流域内1箇所で開催）
- ④ パブリックコメント（電子メール、はがき、FAXによる）

なお、素案に対するご意見はホームページ等で公表するとともに、できる限り整備計画に反映していきます。

渡川水系河川整備計画【素案】の閲覧及び入手方法について

1. インターネットでの閲覧、入手

素案は、平成26年7月31日（木）より、下記ホームページにて、閲覧、入手できます。また、「渡川流域学識者会議」、「渡川流域市町村長の意見を聴く会」及び「渡川流域住民の意見を聴く会」の傍聴者にも配布いたします。

渡川水系河川整備計画ホームページ

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/seibikeikaku/>

2. 閲覧場所での閲覧

平成26年8月1日（金）から9月1日（月）まで、以下の関係機関において閲覧できます。

① 閲覧場所

閲覧場所		住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	中村河川国道事務所 ★	四万十市右山2033-14
	四万十川出張所 ★	四万十市山路カウカ山1629-2
	後川出張所 ★	四万十市井沢1031-52
	中筋川総合開発工事事務所 ★	宿毛市平田町戸内1692-1
	中筋川ダム管理庁舎 ★	宿毛市平田町黒川櫛ヶ崎山5312-48
高知県	高知県庁 ★	高知市丸ノ内1丁目2番20号
	幡多土木事務所 ★	四万十市古津賀四丁目61番地
	宿毛事務所 ★	宿毛市宿毛5342-7
	須崎土木事務所四万十町事務所 ★	高岡郡四万十町琴平町474-1
宿毛市	宿毛市役所	宿毛市桜町2番1号
四万十市	四万十市役所	四万十市中村大橋通4丁目10
	西土佐総合支所	四万十市西土佐江川崎2445-2
中土佐町	中土佐町役場	高岡郡中土佐町久礼6602-2
	大野見庁舎	高岡郡中土佐町大野見吉野12
梶原町	梶原町役場	高岡郡梶原町梶原1444番地1
津野町	津野町役場	高岡郡津野町永野471-1
	西庁舎	高岡郡津野町力石2870番地
四万十町	四万十町役場	高岡郡四万十町琴平町16-17
	大正総合支所	高岡郡四万十町大正380番地
	十和総合支所	高岡郡四万十町十川145番地3
三原村	三原村役場	幡多郡三原村来栖野346
黒潮町	黒潮町役場	幡多郡黒潮町入野2019番地1

★印の機関では、希望者に資料の配付を行います。

② 閲覧時間

月曜日～金曜日の開庁時間

渡川水系河川整備計画【素案】に対するご意見の聴取について

【渡川流域学識者会議】

渡川流域に関して、学識経験を有する方々からご意見をお聴きするため「治水」、「利水」、「環境」、「歴史文化」、「経済」の各分野の学識者で構成する「渡川流域学識者会議」を開催します。

1. 開催日時：平成26年8月28日（木）13時30分～15時30分
2. 開催場所：中村地区建設協同組合会館
四万十市右山元町3丁目3番26号
3. 参加者：別表のとおり
4. その他：本会議は公開で行います。傍聴者の受付は、当日開催時間の30分前から開始します。受付は先着順に行います。傍聴者多数の場合、会場の都合上入場できない場合があります。

【渡川流域市町村長の意見を聴く会】

流域内の市町村長からの様々な意見をお聴きするため、「渡川流域市町村長の意見を聴く会」を開催します。

1. 開催日時：平成26年8月27日（水）13時～15時
2. 開催場所：四万十市立中央公民館
四万十市右山五月町8-22
3. 参加者：別表のとおり
4. その他：本会議は公開で行います。傍聴者の受付は、当日開催時間の30分前から開始します。受付は先着順に行います。傍聴者多数の場合、会場の都合上入場できない場合があります。

<<別表>>

渡川流域学識者会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野		所属等	氏名
環境	水生生物 水生昆虫	水生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
環境	環境科学 水質	高知大学 名誉教授	いまい よしひこ 今井 嘉彦
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 環境都市デザイン工学科 准教授	おかだ しやうじ 岡田 将治
環境	魚類生態学	高知大学 総合研究センター 海洋生物研究教育施設 教授	きのした いづみ 木下 泉
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	きさはら かつお 笹原 克夫
環境	動物 自然科学(鳥類)	野生生物環境研究センター 所長	さわだ よしなが 澤田 佳長
環境	植物生態学	河川・溪流環境アドバイザー (国土交通省) 高知県文化環境アドバイザー (高知県)	さわら ぎ しょういち 澤良木 庄一
歴史 文化	文化財・民俗学	高知県文化財保護審議会委員	つの こうすけ 津野 幸右
経済	政策評価論 地域経済論 産業連関分析	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゆんじ 中澤 純治
環境	河川環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	ふじわら たく 藤原 拓
関係 水利	農業施設工学 地域環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	まつもと しんすけ 松本 伸介

<<別表>>

渡川流域市町村長の意見を聴く会 参加者名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
おきもと としお 沖本 年男	宿毛市長
なかひら まさひろ 中平 正宏	四万十市長
いけだ ひろみつ 池田 洋光	中土佐町長
やの とみお 矢野 富夫	橋原町長
いけだ みつお 池田 三男	津野町長
なかお ひろのり 中尾 博憲	四万十町長
たの まさとし 田野 正利	三原村長
おおにし かつや 大西 勝也	黒潮町長

【渡川流域住民の意見を聴く会】

流域住民の多くの方から様々なご意見をお聴きするため、「渡川流域住民の意見を聴く会」を開催します。

1. 開催日時：平成26年8月24日（日） 13時から（予定）
※意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く会の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成26年8月19日（火）に記者発表を行います。
2. 開催場所：四万十市立中央公民館（四万十市右山五月町8-22）
3. 意見聴取対象：渡川水系河川整備計画【素案】の内容
4. 意見聴取の対象者：高知県内の渡川流域内市町村にお住まいの方
別図参照

5. 意見を聴く会への応募方法：

1) 応募方法

素案に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙－3 留意事項」を確認した上で、「別紙－4 応募用紙」に素案に対するご意見等を記載の上、提出してください。

2) 「応募用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

渡川水系河川整備計画ホームページ

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/seibikeikaku/>

②紙媒体による入手

別紙－1 2. の閲覧場所において配布。

3) 意見発表の募集期間及び「応募用紙」の提出先

①募集期間：平成26年8月1日（金）から

平成26年8月18日（月）17時まで

②郵送の場合：〒787-0015 高知県四万十市右山 2033-14

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
計画課 渡川水系河川整備計画担当宛

③FAXの場合：0880-34-1395

④電子メールの場合：watari-iken@skr.mlit.go.jp

（件名に、「意見を聴く会への応募」と明記してください。）

6. その他

本会議は公開で行います。傍聴者の受付は、当日開催時間の30分前から開始します。受付は先着順に行います。傍聴者多数の場合、会場の都合上入場できない場合があります。

当日都合により意見を発表できない方は、紙面により意見を提出していただくことが可能です。（【パブリックコメント】参照）

【渡川水系河川整備計画（素案）説明会】

素案の内容について理解を深めていただくため「渡川水系河川整備計画（素案）説明会」を流域内の3箇所で開催します。

1. 開催日時、場所：

◇四万十町会場

開催日時：平成26年8月8日（金）19時～21時

開催場所：四万十町農村環境改善センター

（高岡郡四万十町榊山町3番7号）

◇宿毛市会場

開催日時：平成26年8月9日（土）10時～12時

開催場所：宿毛市立東中学校体育館（宿毛市平田町戸内2070）

◇四万十市会場

開催日時：平成26年8月9日（土）15時～17時

開催場所：四万十市立中央公民館（四万十市右山五月町8-22）

2. 説明会の参加対象者：高知県内の渡川流域内市町村にお住まいの方

別図参照

3. その他

説明会参加者の受付は、当日開催時間の30分前から開始します。受付は先着順に行います。傍聴者多数の場合、会場の都合上入場できない場合があります。

【パブリックコメント】

より多くの方々から様々な意見をお伺いするため、電子メール、はがき、FAXによるご意見を受付いたします。

1. 意見募集期間：平成26年8月1日（金）～平成26年9月1日（月）
2. 意見送付方法：
 - 1) 記入事項＜様式は自由ですが下記をご記入ください。＞
 - ①お名前
 - ②お住まい（市町村名まで）
 - ③年齢
 - ④性別
 - ⑤ご意見
 - a) 渡川水系河川整備計画【素案】について
意見及び理由
 - b) その他ご質問
 - 2) 送付先：
 - ①郵送の場合：〒787-0015 高知県四万十市右山 2033-14
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
計画課 渡川水系河川整備計画担当宛
 - ②FAXの場合：0880-34-1395
 - ③電子メールの場合：watar-i-ken@skr.mlit.go.jp
3. 注意事項：
 - 1) 記入事項に漏れや虚偽の記載がある場合、そのご意見は無効とする場合があります。
 - 2) 電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承下さい。
 - 3) 電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。
 - 4) いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
 - 5) いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り渡川水系河川整備計画（案）に反映いたします。
 - 6) いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
 - 7) 氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

<<別図>>

「渡川流域住民の意見を聴く会」、
「渡川水系河川整備計画（素案）説明会」の対象市町村



渡川水系流域図

「渡川流域住民の意見を聴く会」における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- 2) 意見の発表内容は、応募用紙に記載した意見の概要に沿った内容としてください。
- 3) 意見を聴く会は、公開で行います。
- 4) 意見発表者は、意見を聴く会において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等できません。
- 5) 意見発表者は意見を聴く会での質問はできません。
- 6) 四国地方整備局、高知県は意見を聴く会では説明を行いません。
- 7) 発表者は代理人への公述依頼はできません。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く会では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く会での発言の内容は、後日、中村河川国道事務所のホームページ等で公表させていただきます。その際、正確を期すため改めて発言の内容や趣旨をご確認させていただく場合があります。
- 12) 意見発表に応募された方には、後日、会での発表時間帯等を個別に連絡します。

「渡川流域住民の意見を聴く会」意見発表応募用紙

(受付番号： _____)

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局
 中村河川国道事務所
 計画課 渡川水系河川整備計画担当 宛

「渡川水系河川整備計画【素案】」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

渡川水系河川整備計画【素案】に対するご意見の概要

①氏名(フリガナ)				
②住所		(都道府県名) 高知県	(市町村まで)	
③電話番号		- -	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別
意見該当箇所		⑥ご意見の概要		
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ項目毎に400文字以内で記載して下さい。		
その他		※整備計画【素案】全体に対する意見について記載下さい。		

※1 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、渡川水系河川整備計画【素案】に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

※2 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。